

令和3年4月9日（金曜日）

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会

令和3年4月9日（金曜日）

出席議員（1名） 議長 三浦 清人 君

出席委員（15名）

委員長	菅原 辰雄 君	
副委員長	星 喜美男 君	
委員	須藤 清孝 君	倉橋 誠司 君
	佐藤 雄一 君	千葉 伸孝 君
	後藤 伸太郎 君	佐藤 正明 君
	及川 幸子 君	村岡 賢一 君
	今野 雄紀 君	高橋 兼次 君
	山内 孝樹 君	後藤 清喜 君
	山内 昇一 君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長	佐藤 仁 君
副 町 長	最知 明広 君
総務課 長	及川 明 君
総務課 課長補佐 兼総務法令係 長	岩淵 武久 君
総務課 上席主幹 兼 人事係 長	加藤 信男 君
総務課 財政係 長	渡邊 隆史 君

事務局職員出席者

事務局 長	男 澤 知 樹
次長兼総務係 長 兼 議事調査係 長	高橋 伸彦

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会の会議の概要

午後2時15分 開会

○委員長（菅原 辰雄君） ただいまより、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は、15人であります。定足数に達しておりますので、これより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

なお、当局より、町長、副町長、総務課長、総務課課長補佐兼総務法令係長、総務課上席主幹兼人事係長、総務課財政係長の6名が出席しております。

はじめに、一言挨拶を申し上げます。

本日は季節が若干遡ったような感じの寒い日であります。午前中はそれぞれの分野で活躍され、この特別委員会に参集いただきまして誠にありがとうございます。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

本日の特別委員会は、本年3月15日の本会議において可決した議案第67号「訴訟上の和解」に関して、町長から議長に対し、4月1日付けで「損害賠償請求事件の和解が成立した旨」の通知がありました。これを受けて、本日の委員会は、その和解内容及び和解条項について、議会としてこれらを確認し、町民に対し、説明を果たす必要がありますことから、開催するものであります。

まず、本日の会議の進め方ですが、はじめに当局から和解成立及びその内容に関し、資料に基づいて説明をいただいた後、各委員より質疑を受けたいと思います。このように取り進めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 辰雄君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速、会議に入ります。

「消防防災施設災害復旧補助事業等に係る損害賠償請求事件の和解成立について」を議題といたします。

当局に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） 4月1日付けで総務課長を命じられました及川でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが、消防防災施設災害復旧補助事業等に係る損害賠償請求事件の和解成立に伴います調書の内容についてご報告させていただきます。

本件におけます訴訟上の和解につきましては、委員長からもお話がございましたが、先の定例会で御承認を賜り、3月23日に和解が成立し、その調書が作成されたところでございます。和解した具体的内容、いわゆる和解条項につきましては、資料の2ページをお開き願いたいと思います。1件ずつ順に説明いたしますが、まず、1点目といたしまして、本人が町に対し、本件解決金として80万円の支払いが、支払い義務があることを認めるものとなっております。2点目といたしまして、その80万円を分割して南三陸町会計管理者名義の口座に振り込み、振込手数料につきましては本人の負担とするということになっております。なお、支払いにつきましては、今月の末日まで30万円、以降令和3年5月から令和5年5月まで、毎月末日までに2万円ずつ分割して支払うこととしております。3点目といたしまして、分割金の支払いを2回怠った時には、期限の利益を失う。簡単に言えば、残り分を直ちに支払う必要が生じてくるといったものになっております。4点目といたしまして、町は、解決金を差し引いた残りの請求を放棄するということとしてございます。5点目といたしまして、本人と町との間には、本件に関しまして、この和解の条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認するものということとしてございます。最後に6点目として、訴訟費用につきましては、各自の負担とすることとしてございます。以上が和解調書に記録され、和解条項につきましては、いわゆる確定判決と同一の効力を有するものとされております。以上御報告とさせていただきます。

○委員長（菅原 辰雄君） 当局からの説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。

質疑願います。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。今回、和解成立したということなんですけど、そこで伺いたいのは、議案の時にも一応確認させていただいたんですけども、今回、この責任ていうか損害が、消極的損失ていうか損害だと、そういう説明があったんですけど、今回この和解の80万円になることによって、町なり、どこか、誰かなり、わからないんですけど、積極的損害ていうのは発生しないのかどうか、その点確認お願いしたいんですけど。

○委員長（菅原 辰雄君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 課長補佐の方から答えさせます。

○総務課課長補佐兼総務法令係長（岩淵 武久君） ただいま御質問いただいた消極的損害に対して、今回の和解に伴って、積極的損害というものが発生しないのかという御質問ですが、基本的には発生しないということになります。

○委員長（菅原 辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 積極的損害というものが発生しないということなんですけど、そこで、7,572万円分の、そして、相手方に1,928万円を請求したわけなんですけど、そこで今回和解の成立することによって80万になりました。その1,928万マイナス80万分のその分の金額ていうか、それは、私、確認ていうか、議会、議案の時にもしたんですけど、消極的損失ということよろしいんですね。私確認したいのは、この1,928万から80万引いた分の金額は、私さっき確認した積極的損害にならないのか、なるのか、その点を確認お願いしたいんですけど、ちなみに、消極的損害ていうのは、貰える分のやつが貰えなかったということの損失なんですけど、その貰えなかった分のやつを改めて貰えなくなったということなんです、そこで、その分の町に対する損害ていうか余分な税金の投入とか、そういったことはなかったのか、その点確認お願いしたいんですけど。

○委員長（菅原 辰雄君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 御質問の内容、うまく理解できないんですが、いずれ和解すること

についてですね、司法の判断が下されて、議会の議決を経た上で和解という部分について、先の定例会で訴訟上の和解について御決定を受けたということでございますので、消極的・積極的という、その差額の部分についてですね、それが司法の判断であるということ踏まえますと、それ以上の事はなかなか、積極的・消極的という文言では御回答するわけにはいかないのかなというふうに思っております。

○委員長（菅原 辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今の説明ですと、今回のこの80万円の件で全部が落着くというか、そういったことになるということでもよろしいのかどうか、そこで、もともと80万円に、80万円になるっていう裁判の結果なんですけど、それが99%減額になるっていうその要因の部分のその責任というかそういった部分はなかったのか、たまたま裁判して弁護士さんの力かどうかわかんないんですけど、こういった結果になったということなんですけど、その分のところが私は町の人たちに説明するのに説明が出来かねるのですけども。

○委員長（菅原 辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐兼総務法令係長（岩淵 武久君） お答えさせていただきます。前回、本会議前の特別委員会でも当時の総務課長の方からご答弁させていただいておる部分かと思えますけれども、99%減になったといったことではないと考えております。といいますのは、そもそも損害全体の請求額は、4分の1であると、したがって、検討、訴訟のスタートは100分の25からのスタートになってございます。ですので、パーセンテージといった割合で1%といった数字を捉えて考えます場合は、その対になるのは、残りは24%であると考えております。なお、その残りの24%がどうか、といった部分については、訴えの提起等までにおいて御説明させていただいておりますとおり、県を含む関係機関の責任も当然に認められるといった考えでございます。

○委員長（菅原 辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今、説明あった県等の責任ということだったんですけど、そういった部分はもう完全にクリアしたのかどうか、その部分だけ確認して終わりにします。

○委員長（菅原 辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐兼総務法令係長（岩淵 武久君） お答え申し上げます。クリアといった言葉の解釈をどうするかというのも私もちよっと難しいとは考えておるんですが、訴えの提起の前の段階で、いわゆる4分の3について、どう整理をして、どういった対応をすべきかといったことについては、本町の訴訟代理人弁護士から、意見書という形で議員の皆様にもお示しをさせていただいているとおりで考えております。

○委員長（菅原 辰雄君） 他に質疑はございませんか。

○委員長（菅原 辰雄君） 議長。

○議長（三浦 清人君） 確認したいのですが、和解条項、わかりました。これを見ますとですね、最初の30万、あとの残りを2万ずつ毎月、2回怠った場合は全額と、その2回怠って全額も払えないという場合、その後、町としては、また更に弁護士さん頼んで請求をするという形になるんですかね。そのへん確認です。

○委員長（菅原 辰雄君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 先ほども説明の中で、期限の利益を失うということは、簡単に言えば残り部分をすぐにでも払うことが求められるということになりますので、いわゆる強制執行なりの手続きを執った上でそういう取り扱いになるということでございます。

○委員長（菅原 辰雄君） 他に質疑はございませんか。（「なし」の声あり。）

ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

以上で「消防防災施設災害復旧補助事業等に係る損害賠償請求事件の和解成立について」の調査を終了いたします。

執行部の皆さんには、ここで退席をいただきます。ご苦労さまでした

○委員長（菅原 辰雄君） 次に「その他」に入ります。

その他、本特別委員会について、御意見があれば伺います。

○委員長（菅原 辰雄君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 単純な疑問として、問題が、調査する対象が和解成立したことで解決したと

ということになれば、委員会の調査活動の目的がなくなっていくのかなと思うので、そのあたり廃止も含めて考えていったらどうかなと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（菅原 辰雄君） 今、後藤委員から、もう廃止してもいいんじゃないかという意見が
でましたけども、いかがでしょうか。

○委員長（菅原 辰雄君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 前例もあるのでね、特別委員会廃止ね、住宅の件の、あれも目的達したからと
いうことで廃止しました。今回も同様の措置をしたほうがよろしいんじゃないかと思いき
けども、で、また問題が起きれば設立すると。設置すると、その流れの方がよろしいんじ
ゃないですかね。

○委員長（菅原 辰雄君） 議長。

○議長（三浦 清人君） またつくるのかな、そうすると。何かできれば、何も無いとは思
うんですけども、少し経緯をね、経緯を見た方が良いのかなと思って、またつくるのであ
れば。

○委員長（菅原 辰雄君） 及川委員。

○及川幸子委員 私はですね、この支払いの関係も今後どのようになっていくのか、先
ほど聞きますと強制執行というような、あの滞ると、というような話もありますので、や
はりここは支払いが終わるまで存続すべきと思われる。

○委員長（菅原 辰雄君） 今、及川委員から、毎月払う、それが滞った場合ということ
で、もっと見届ければということで提案がありました。お二方からは、即閉めた方がい
いんじゃないかという意見もありましたけども、閉めるにしても本会議等に諮ってや
ると思うので、当分はそのまま継続して推移を見守って、しかるべき時期で議
会に諮った方が良いのかなと思います。

○委員長（菅原 辰雄君） 事務局長。

○事務局長（男澤 知樹君） ご苦労様でございます。委員長が申したとおり、特別
委員会の廃止は、本会議で議決が必要だと皆様御承知のとおりだと思います。通
年会議が4月1日から

スタートしております。議会を開く場合は、直ちに本会議を開くことは出来ます。ただ、その一方で特別委員会の廃止に関しましては、これまでの議会の先例等に照らせば、拙速に明日とかにすぐやってではなくて、年4回の定例会なりのタイミングで、直近の定例会のタイミングで取扱いを本会議で諮っておったようでございます。ということも含めまして、今、委員長が当面と言いましたのは、すぐ4月中とか5月中とかではなくて、次の、例えば6月定例会とかまでに手続きを踏んでということが考えられます、というお話でございました。ただ、もう1点加えて申しますと、やはり全員で構成している委員会でございますので、廃止についても、これまでも全会一致という形で異論なくなさっておられたと思いますので、そのような状況になっていくことが望ましいのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（菅原 辰雄君） 今、局長から説明したとおりでございますので、私、先ほど言ったように、当面、成り行きを見守って、しかるべき時期に閉じればいいのかと思いますけども、そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

○委員長（菅原 辰雄君） それでは、そのように取り進めて行きたいと思います。

○委員長（菅原 辰雄君） それでは、次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 辰雄君） 異議なしと認めます。

よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で、本日の会議を終了したいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原 辰雄君） 異議なしと認めます。

以上で、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時46分 閉会